

香川県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第42号

香川県公有財産規則の一部を改正する規則
香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13号様式（第25条関係）</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印 (香川県教育委員会教育長) 出先機関の長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 使用許可物件 (1) 所在 (2) 種類、構造及び数量 2 使用目的 3 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用料 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円） 5 使用許可条件 (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。 (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。 (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、異議なく使用物件を返還すること。 (4) 県は、使用許可の取消しによって生じた損失を補償しない。 (5) 使用者は、使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。 (6) 使用料は、納期限までに納入すること。 (7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき、使用料に年5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。 (8) 使用許可物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。 (9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。 <u>(10) 使用者は、使用許可期間の満了の日（使用許可が取り消されたときは、指定された期日）までに、自己の負担において使用許可物件を原状に回復して返還すること。</u> <u>(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるときは、当該使用許可を取り消す。</u> (12) (その他)</p>	<p>第13号様式（第25条関係）</p> <p style="text-align: center;">(日本工業規格A列4番)</p> <p style="text-align: center;">行政財産使用許可書</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)</p> <p>次のとおり行政財産の使用を許可します。 なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">香川県知事 印 (香川県教育委員会教育長) 出先機関の長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 使用許可物件 (1) 所在 (2) 種類、構造及び数量 2 使用目的 3 使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用料 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円） 5 使用許可条件 (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。 (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。 (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、異議なく使用物件を返還すること。 (4) 県は、使用許可の取消しによって生じた損失を補償しない。 (5) 使用者は、使用物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。 (6) 使用料は、納期限までに納入すること。 (7) 使用料を納期限までに納入しないときは、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき、使用料に年5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。 (8) 使用許可物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。 (9) 管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。 <u>(10) (その他)</u></p>

第17号様式（第28条関係）

（日本工業規格A列4番）

普通財産貸付承認書

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

次のとおり普通財産の貸付けを承認します。

年 月 日

香川県知事 印

（出先機関の長）

記

- 1 貸付承認物件
 - (1) 所在
 - (2) 種類、構造及び数量
- 2 貸付目的
- 3 貸付承認期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 貸付料
円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 5 貸付承認条件
 - (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。
 - (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。
 - (3) 公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、異議なく貸付物件を返還すること。
 - (4) 借受者は、貸付物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。
 - (5) 貸付料は、納期限までに納入すること。
 - (6) 貸付承認物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。
 - (7) 貸付料又は管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。
 - (8) 借受者は、貸付承認期間の満了の日（貸付契約が解除されたときは、指定された期日）までに、自己の負担において貸付承認物件を原状に回復して返還すること。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用のおそれがあると認められるときは、当該貸付契約を解除する。
 - (10) （その他）

第17号様式（第28条関係）

（日本工業規格A列4番）

普通財産貸付承認書

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

次のとおり普通財産の貸付けを承認します。

年 月 日

香川県知事 印

（出先機関の長）

記

- 1 貸付承認物件
 - (1) 所在
 - (2) 種類、構造及び数量
- 2 貸付目的
- 3 貸付承認期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 貸付料
円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 5 貸付承認条件
 - (1) あらかじめ承認を得ないで他の用に使用し、又は原形を変更しないこと。
 - (2) 他の者に使用させ、又は担保に供しないこと。
 - (3) 公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、異議なく貸付物件を返還すること。
 - (4) 借受者は、貸付物件について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。
 - (5) 貸付料は、納期限までに納入すること。
 - (6) 貸付承認物件に係る管理諸経費は、別途通知する額を納期限までに納入すること。
 - (7) 貸付料又は管理諸経費を納期限までに納入しないときは、年5パーセントの割合で、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の規定に基づき計算した延滞金を徴収する。
 - (8) （その他）

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。